

「フォークリフト」は 正しく安全に使いましょう

荷役運搬作業の機械化などの進展により、多くの業種及び場所においてフォークリフトが使用されていますが、便利である半面、誤った使用方法などにより発生する労働災害が後を絶ちません。

法令を順守して、フォークリフトは正しく安全に使用しましょう！

1 フォークリフトに係る労働災害事例（青森労働基準監督署管内）

業種	発生状況	休業見込等
その他の事業	フォークリフトのフォークに載せた箱の中に労働者を乗せ、上昇させて天井クレーンの補修作業を行っていたところ、地面に墜落した。	1か月
商業	フォークリフトによる積込み作業中、フォーク上の荷が動いたため立ち上がって直そうとしたところ、操作レバーに触れ体を挟まれた。（運輸交通業でも同様の死亡災害が発生）	死亡
製造業	2台のフォークリフトを使って機械を移動させる作業中、機械が倒れて労働者が下敷きになった。	死亡
運輸交通業	オーダピッキングトラック（運転台が上昇するフォークリフト）の運転台を上昇させて労働者が作業中、ほかの労働者が運転するフォークリフトが衝突した衝撃で地面に墜落した。	3か月

2 フォークリフト作業において順守しなければならない事項（抜粋）

フォークリフトの運転は技能講習修了者などの有資格者が行うこと
作業場所の広さや荷の種類などに適応する作業計画を策定すること
フォークリフトの作業場所への労働者の立入りを禁止すること
運転位置から離れるときはフォークを最低降下位置に置き、エンジンを止めブレーキを確実にかけること
労働者を昇降させるなどの荷役運搬作業以外の用途に使用しないこと
定期自主検査を実施し、記録を3年間保存すること
（1年ごとの特定自主検査と1か月ごとの自主検査の2種類が必要）
作業日ごとに作業開始前の点検を行うこと

問合せ先：青森労働基準監督署（電話：017-734-4444）
〒030-0861 青森市長島一丁目3-5 青森第二合同庁舎

3 オーダピッキングトラック()を使用する上での留意事項

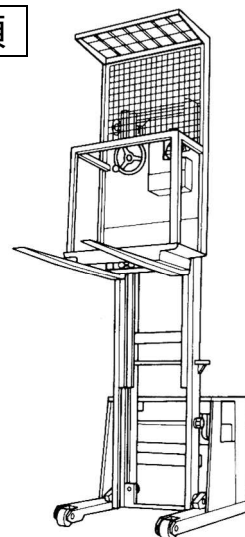
運転台に備えつけてある手すりは確実に使用し、
加えて安全帯も使用すること

また、ヘルメット(墜落時保護用)を着用すること
棚からの荷物の小出し作業を行うときは、運転台
の中で行うこと

(パレット上や棚上に乗り移らないこと)

運転台を上昇又は下降させながら走行しないこと

(運転台が昇降する機能を備え、倉庫などで棚からの荷物の小出しに使われる
フォークリフトの一種)



4 フォークリフト作業による災害防止のためのチェックリスト

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
	フォークリフトの運転は技能講習修了者などの有資格者に行わせていますか(有資格者は足りていますか)	<input type="checkbox"/>
	作業計画を策定し、関係労働者に周知していますか (様式例) 愛知労働局 作業計画 検索	<input type="checkbox"/>
	フォークリフトの作業場所への労働者の立入りを禁止していますか(又は誘導者を配置していますか)	<input type="checkbox"/>
	運転位置から離れるときはフォークを最低降下位置に置き、エンジンを止めブレーキを確実にかけていますか	<input type="checkbox"/>
	労働者を昇降させるなどの荷役運搬作業以外の用途に使用することはしていませんか	<input type="checkbox"/>
	定期自主検査(1年ごと・1か月ごと)を実施し、記録は3年間保存していますか	<input type="checkbox"/>
	作業日ごとに作業開始前の点検を行っていますか	<input type="checkbox"/>
	オーダピッキングトラックを使用している場合、上記3の留意事項を順守していますか	<input type="checkbox"/>

チェックが入らなかった項目は早急に改善しましょう

5 参考資料

厚生労働省のウェブサイトから安全衛生に関する各種パンフレット等がダウンロードできますので、ご活用ください。

厚生労働省 安全衛生関係リーフレット等一覧

検索